

被扶養者の認定及び取消等について

組合員が扶養している者のうち、公立学校共済組合の被扶養者として認定されている者は、一定の給付等を受けることができます。

被扶養者としての認定要件は次のとおりですが、給与条例等に規定されている扶養親族の要件とは一部異なっている部分があります。また、給与条例による扶養親族（扶養手当）の手続きとは別に、共済組合への被扶養者の申告を行うことにより、共済組合の被扶養者となります。

1 被扶養者として認められる場合

被扶養者は、組合員と一定の身分関係にあり、主として組合員の収入によって生計を維持している者でなければなりません。

(1) 主として組合員の収入により生計を維持する者で次に掲げる者

組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）・子・養子・実父母・養父母・孫・祖父母・兄弟及び弟妹

なお、上記の者については、同居していない場合においても認定することができます。

(2) 主として組合員の収入により生計を維持し、かつ、組合員と同一世帯に属する者で次に掲げる者

ア 三親等以内の親族で(1)以外の者（組合員の伯（叔）父母・甥・姪・配偶者の父母等。別表「被扶養者の範囲」参照）

イ 組合員と事実上の婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者死亡後におけるその父母及び子を含む。）

なお、組合員と同一世帯に属するとは、組合員と生計を共にし、組合員と同居している場合をいうが、例外として組合員の転勤等に際して一時的に別居を余儀なくされた場合には、同居していることを要しない。

(3) 日本国内に生活の基礎を有する者として、次に掲げる者

ア 日本国内に住所を有する者

イ 日本国内に住所を有しないが、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる、次に掲げる者

①外国において留学をする学生

②外国に赴任する組合員に同行する者

③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められる者

⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

2 被扶養者として認められない場合

主として組合員の収入により生計を維持する者であっても、次に該当する場合は被扶養者として認定できません。

(1) 組合員以外の者が、地方公共団体や国から給与条例等の規定による扶養手当を受けている場合

(2) 組合員が他の者と共同して扶養している場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合

(3) 年額 130 万円以上又は月額 108,334 円以上の所得がある場合

ただし、60 歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、所得の一部若しくは全部が年額 180 万円以上又は月額 150,000 円以上の所得がある場合

組合員の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の者は、年額 150 万円以上又は月額 125,000 円以上の所得がある場合

(4) 海外で就労ビザを取得している等、日本での居住実態がないと認められる場合

3 所得額の考え方

共済組合における所得とは、所得税法上の所得をいうものではなく、年間における次にあげる恒常的な収入の総額をいいます。

年間における恒常的な収入とは、暦年でいう1月から12月までの収入額をいうのではなく、事由が発生した日から向こう1年間の収入額となります。

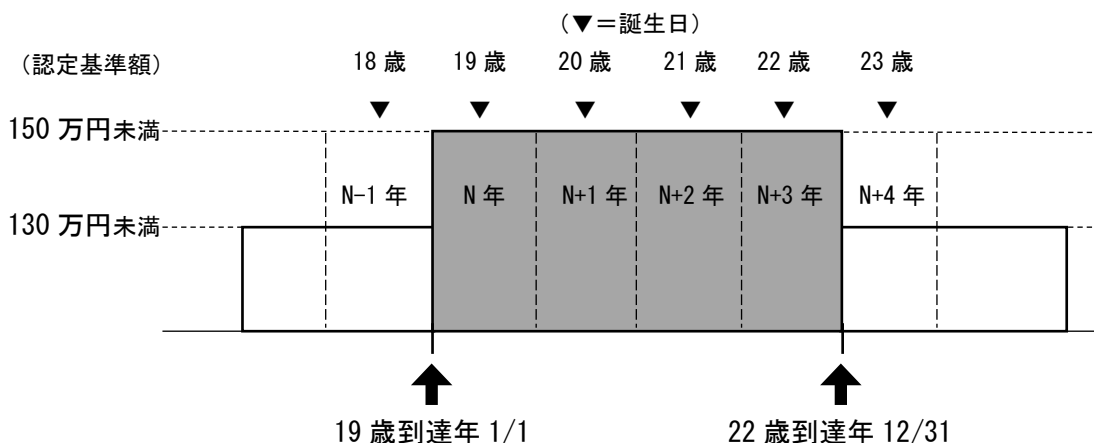
(1) 給与所得

ア 年間における恒常的な給与収入の総額をいいます。

イ 雇用された時点で年間の所得額が130万円、60歳以上の者は180万円（以下「認定基準年額」という。）未満及び1か月の所得額が108,334円（130万円÷12月）、60歳以上の者及び障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者は150,000円（180万円÷12月）（以下「認定基準月額」という。）未満になることが明らかな場合は認定できます。なお、この認定基準年額及び認定基準月額は公的年金等を含むすべての収入の合計金額です。

【19歳以上23歳未満の被扶養者について】※令和7年10月1日～

- ・19歳以上23歳未満の配偶者を除く被扶養者については年間の所得額が150万円未満及び1か月の所得額が125,000円未満（150万円÷12月）未満になることが明らかな場合は認定できます。
- ・学生でない者や、組合員の子以外の者（弟妹や孫等）も対象です。
- ・23歳未満で、障害を支給事由とする公的年金を受給している者の認定基準年額は引き続き180万円未満です。
- ・年齢はその年の12月31日現在の年齢で判定します。認定基準年額が150万円未満となるのは、19歳に到達する年の1月1日から22歳に到達する年の12月31日までです。詳しくは下図をご覧ください。
※民法の規定上、年齢は誕生日の前日に加算されるため、1月1日生まれの者は12月31日において年齢が加算されることにご留意ください。
(例) 令和8年中に認定基準年額が150万円未満となるのは、平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれの者。
- ・18歳に到達する年の年間の所得額（確定申告で所得が確定した場合も含む。）が130万円以上150万円未満の場合は、19歳に到達する年の1月1日を事実発生日として扶養認定が可能です。

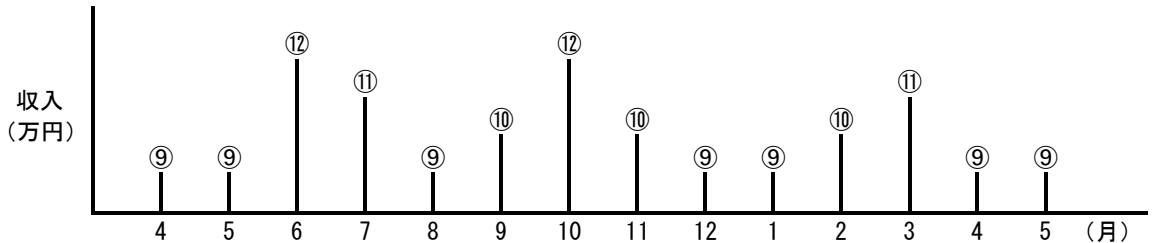


- ・19歳の誕生日を迎える年をN年とした場合、18歳に到達する年（N-1年）の12月31日までににおける認定基準額は130万円未満。
- ・19歳に到達する年（N年）の1月1日から、22歳に到達する年（N+3年）の12月31日までの間における認定基準額は150万円未満。
- ・23歳に到達する年（N+4年）の1月1日以降、60歳に達するまでの間の認定基準額は130万円未満。

ウ 月額所得が変動する場合において、認定基準月額以上にならないことが恒常的と見込まれるとき、一時的に認定基準月額以上であっても、認定基準年額以上となるまでの間は認定できます。ただし、月の所得額が3か月連続して認定基準月額以上となる場合などは認定できません。月の所得額が3か月連続して認定基準月額以上となった場合は、3か月目の給与支給日の翌日で認定取消となります。

また、認定取消後は、著しく異なる事情により恒常的に認定基準月額未満であることが事実と認められるときに再び認定できます。

(例)



この例の場合、月額所得が変動するが、認定基準月額以上にならないことが恒常的と見込まれ、認定基準月額以上の月(6月)から向こう一年間の所得が121万円(認定基準年額未満)なので認定できます。

なお、変動する月額所得と併せて年金を受給していて、年金額を月額に換算した金額(年金額÷12月)と所得の月額の合計が3か月連続で認定基準月額(15万円)以上となる場合は認定できません。

(例) 年金額120万円で給与所得(月ごとに変動あり)のある者

年金(月額換算) 120万円 ÷ 12月 = 10万円(月額)

給与支給月	給与	年金(月額換算) + 給与
4月	4万円	14万円
5月	6万円	16万円
6月	7万円	17万円
7月	6万円	16万円

この例の場合、年金を月額換算した金額と給与の月額の合計が、3か月連続で認定基準月額(15万円)以上となるため、7月の給与支給日の翌日で認定取消。

エ 雇用期間が3か月以下の期間であることが明らかである場合は、1か月の所得額が認定基準月額以上であっても認定基準年額未満の間は認定できます。

ただし、所得額が認定基準月額以上で雇用期間が引き続き延長され3か月を超えることが明らかになった場合は、その時点で認定取消となります。

オ 実績額と見込額が異なる場合には、遡って認定取消になる場合があります。

カ 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の給与収入の取扱いについて ※令和8年4月1日～

被扶養者の収入が給与収入のみの場合は、扶養認定上の「収入」を、「労働条件通知書」等(以下、「通知書」と言う。)の契約内容が記載された書面上から想定される範囲に限定して認定します。

なお、認定後に労働契約時には想定されなかった「臨時収入」により年間収入が認定基準額以上となった場合はそのことを理由に扶養取消になりません。

本取扱いは令和8年4月1日以降を事実発生日として認定した被扶養者に適用します。

(7) 本取扱いが適用される被扶養者

次の①及び②を全て満たし、かつその他の扶養認定の要件を満たしている場合に本取扱いを適用して扶養認定を行います。

① 収入が給与収入のみ

② 通知書に記載された労働契約内容から、年間収入が認定基準額未満であることが確認できる。

※労働条件通知書に記載された給料・諸手当の金額や労働時間、勤務日数等で確認。

※複数の事業所で勤務している場合は、全ての事業所の通知書で年間収入を算定できる場合に適用。

(イ) 本取扱いが適用とならない被扶養者

次のうちいずれかに当てはまる被扶養者については、本取扱いを適用せず、従来と同じ基準で扶養認定を行います。

- ・ 給与収入以外の収入がある者（年金又は事業所得、農業所得、不動産所得等）
- ・ 通知書で年間収入が算定できない者
（例）シフト制等で労働時間や勤務日数が明記されていない場合 等
- ・ 契約期間が1年未満の者

(ウ) 本取扱いにおいて年間収入の算定する場合における「収入」の取扱い

収入に 含めるもの	① 通知書に記載のある賃金（注） ・ 給料、諸手当（非課税の通勤手当も該当）、賞与 等 （注）労働基準法第11条に規定される賃金。諸手当及び賞与も含まれる。 ② 通知書に明記はないが、今後も反復継続的に発生することが予測される収入 ・ 定期的に発生する賞与
収入に 含めないもの	通知書に明確な規定がなく、労働契約段階では想定されなかった臨時収入 ・ 時間外手当等の実績に基づく手当 等

留意点

- ・ 通知書に記載がない場合でも、条例や規則（社内規定等を含む。）等から具体的な金額を見込むことのできる場合は年間収入の算定に含めます。
（例）通知書上は「通勤手当」や「賞与」が「有」とだけ記載されていて、具体的な金額は読み取れないものの、条例や規則等で金額や計算方法（「給与の〇ヶ月分」等）が定められている場合
- ・ 通知書上で時間外労働に対する賃金について明確に規定されており、金額を算出できる場合は、予め見込みをたてることのできるため年間収入の算定に含めます。

(2) 年金所得

年間における年金の総額をいいます。

年金とは、国民年金・厚生年金・共済年金・障害年金・遺族年金・恩給・扶助料・農業者年金等の公的年金等及び企業年金・私的年金等の個人年金を指し、課税・非課税を問いません。

(3) 事業・不動産及び農業所得

年間における営業収入、土地及び建物の貸付収入、農産物売渡収入等の総額をいいます。ただし、確定申告書及び収支内訳書により、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費（所得税法上認められている経費とは異なります。）がある場合は、総収入額からその必要と認められる経費を控除した後の額をいいます。

必要と認められる経費は、事業内容等により異なります。該当者がいる場合、必要と認められる経費について不明なときは共済組合に確認してください。

認定基準額一覧

	右欄以外	60歳以上の者又は年齢にかかわらず障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者	【R7. 10. 1～】 19歳以上23歳未満で、配偶者以外の者
個人年金・恩給 事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満	年額 150万円未満
雇用保険 (失業給付、傷病手当金等)	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満	日額 4,167円未満
給料等	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満	月額 125,000円未満

所得額の考え方の注意事項

- ・通勤手当は、所得に含めて取り扱います。
- ・認定されている被扶養者が給与所得者（パート・アルバイト等を含む。）の場合、毎月の所得額の確認をしてください。認定基準月額以上の所得がある場合、認定取消になることがあります。
- ・給与所得が3か月連続で認定基準額以上となった場合、3か月目の給与支給日の翌日で認定取消となります。
- ・人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に年間収入が認定基準額以上となった場合は、その旨を事業主が証明することで認定継続できます（連続2年まで）。
- ・給与収入のみを有する被扶養者が、3(1)力の取扱いにより労働契約内容に基づいて扶養認定され、労働契約段階では想定されなかった時間外手当等の臨時収入により認定基準額を超過した場合は、そのことを理由として扶養取消にはなりません。
- ・昇給や給与改定等の賃金の増額に伴う収入の増加は臨時収入と見なさず、労働契約の更新や変更が行われた日から、将来に向かって1年間の収入が認定基準額以上となることを見込まれる場合は増額を知りえた日（労働契約の更新・変更が行われた日又は増額後の賃金が支給された日の翌日）で扶養取消です。
ただし、将来に向かって1年間の雇用継続が明らかでない場合は、増額を知りえた日から契約終了日までの収入が認定基準額未満であることを見込まれれば、扶養取消となりません。
- ・退職手当金は一時的な所得とします。
- ・雇用保険法による特例一時金及び高年齢求職者給付金は一時的な所得とします。
- ・雇用保険法による失業給付等の待機期間及び給付制限期間は失業等給付の支給を受けていないので認定できます。
- ・雇用保険の基本手当の日額が認定基準日額3,612円（130万円÷360日）以上の場合は、基本手当の給付日数にかかわらず受給期間中は被扶養者として認定できません。その期間については国民健康保険に加入してください。
- ・不動産売却により一時的に所得があっても恒常的な所得とは見なしません。ただし、それを銀行等に預金し利子が発生した場合（利子所得）は恒常的な所得と見なします。
- ・育児休業手当金や傷病手当金又は労働災害等による休業補償は恒常的な所得と見なします。ただし、出産手当金については、恒常的な所得と見なしません。
- ・事業・不動産及び農業所得のある者を被扶養者として認定している場合は、毎年確定申告が終了した時点で、確定申告書及び収支内訳書で経費等の確認をしてください。認定取消になることがあります。
- ・組合員の父母等が農耕に従事しているが、その農業所得は組合員名義となっている場合は、名義上の所得の帰属にかかわらず父母等の所得と見なします。

被扶養者の認定を取り消すときの注意事項

- ・組合員の被扶養者である同居を要する親族（甥・姪等）が、大学等に在学するため組合員と別居を余儀なくされ、勉学に必要な生活費や教育費を組合員が負担し、主として組合員の収入により生計を維持している場合であっても、組合員の転勤等、組合員自身の勤務の都合上別居を余儀なくされた場合を除き、被扶養者として認定することはできません。したがって、別居の日から認定取消となります。
- ・離婚による被扶養者の取消日は、協議離婚等の届出を行った日の翌日とします。
- ・事業所得が認定基準年額以上であることが確認されたときの認定取消日は、当該確定申告を行った日（税務署等に確定申告書を提出した日。e-taxにより申告した場合はデータを送信した日、郵送の場合は郵送日。）とします。
- ・被扶養者として認定されている者が事業をはじめ、明らかに認定基準年額以上の所得が見込まれる場合の取消日は開業届出日とし、「開業届出書」により確認します。ただし、所得の推測が困難な場合は、翌年の確定申告により判断し、認定基準年額以上の場合の取消日は、確定申告を行った日とします。
- ・被扶養者として認定されていた者が、年金受給により認定基準額を超えることとなった場合について

年金受給の状況	取消日
65歳から新たに年金を受給することになった時	支払開始月の初日
年金受給開始時（65歳からの年金以外） 年金額改定時 障害年金の受給開始時 繰上げ・繰下げによる年金受給開始時	年金受給者が証書・改定通知を受領した日
個人年金受給開始	支払開始日

【19歳以上23歳未満の被扶養者について】※令和7年10月1日～

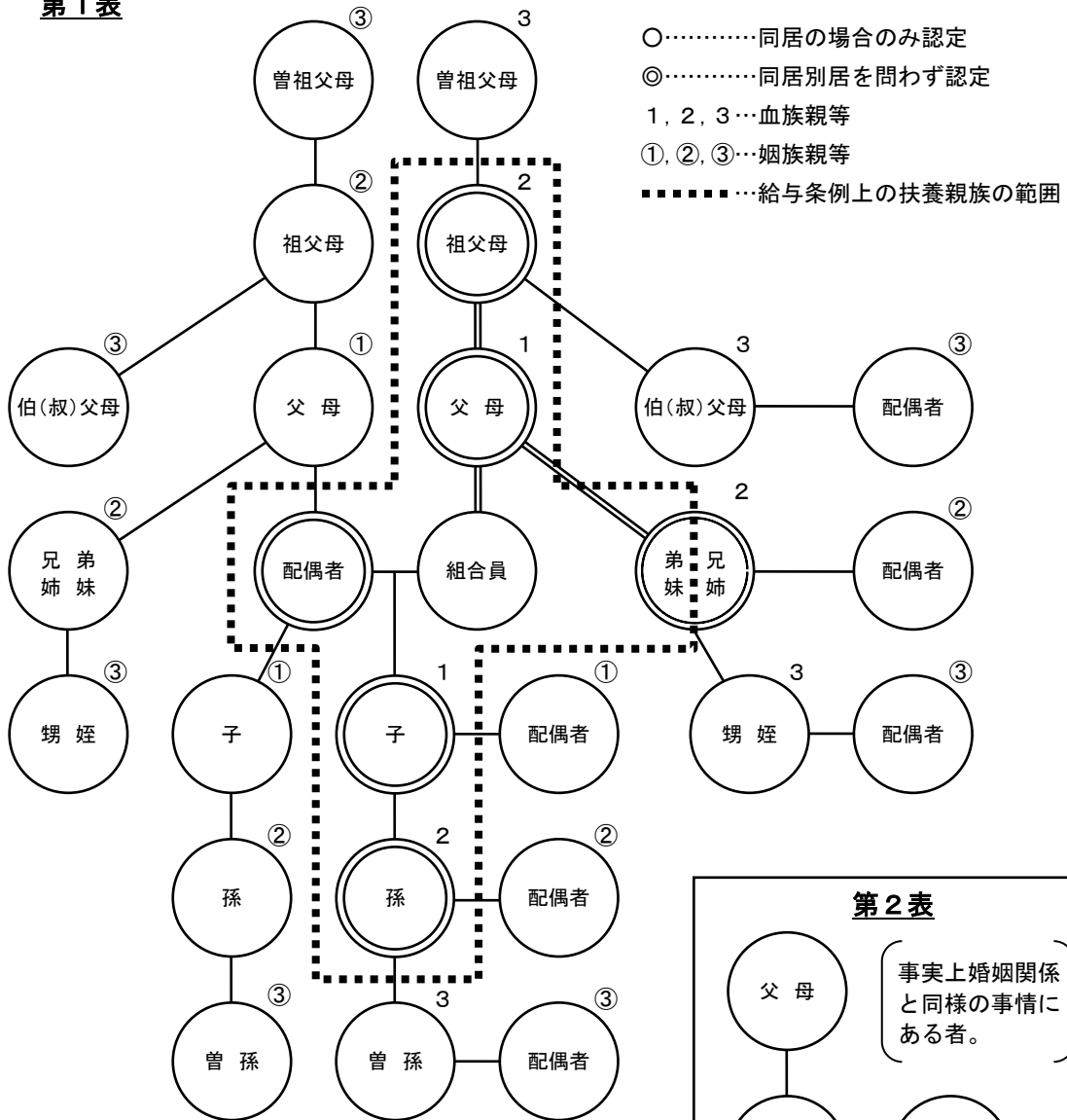
- ・22歳に到達する年の年間の所得額（確定申告で所得が確定した場合も含む。）が130万円以上150万円未満の場合は、翌年（23歳到達年）の1月1日で認定取消です。
※ただし、翌年（23歳到達年）1月1日から将来にわたって1年間の所得額が130万円未満であることが明らかなる場合は継続して扶養認定が可能です。

共働きの被扶養者の認定と扶養替えについて

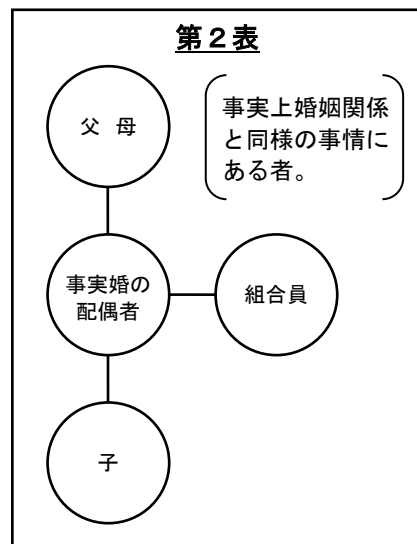
- ①年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする）の多い方の被扶養者とします。
- ②主たる生計維持者が育児休業を取得した場合でも、被扶養者の異動は必要ありません。
- ③夫婦双方又はいずれか一方が共済組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当（以下「扶養手当等」という。）の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えありません。なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできません。

被扶養者の範囲 (3親等内の親族)

第1表



第2表



4 被扶養者の認定要件の考え方

被扶養者として認定する際、認定対象者が無収入又は認定基準額未満の収入であっても主たる扶養義務者が他におり、その者に扶養能力がある場合は認定できません。

(1) 主たる扶養義務者の所得等の考え方

ア 夫婦共働きの場合

(ア) 組合員に扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受ける者の被扶養者として認定します。

(イ) (ア)以外の場合には、夫婦双方の年間収入（前年分の年間収入）を比較し多い方の被扶養者とします。双方の年間収入が同程度であるときは「被扶養者申告書」を提出した組合員の被扶養者として認定します。

同程度の範囲については、夫婦双方の年間収入の差額の、年間収入が多い方のその額に対する割合が、1割以内である場合として取り扱います。

イ 父母の認定の場合

夫婦については、相互扶助すべきであることを先に考慮し、また兄弟姉妹の他の扶養義務者の扶養能力の有無等を確認のうえ認否を判定します。

ウ 祖父母・孫・甥・姪・伯(叔)父母・姻族等の認定の場合

配偶者・直系血族・三親等以内の親族及び兄弟姉妹の扶養能力の有無等を確認のうえ認否を判定します。

エ 組合員と認定を受けようとする者が別居の場合

主として組合員の収入により生計を維持していること（生計維持関係）を確認のうえ認否を判定します。組合員が主たる生計維持者であることの条件として、扶養親族に対し生計費を送金していることが必要です。さらに、組合員の収入・他の扶養義務者の有無・生計維持の実態等、諸事情を総合的に判断して認否を判定します。

おむね、組合員の送金等の負担額が、当該対象者の全収入（対象者の所得及び組合員その他の者の送金等による収入の合計）の3分の1以上の額であるときは、主として組合員が生計を維持していると考えます。

オ 認定されていた者が施設に入所した場合

同居を要件として認定されていた被扶養者が社会福祉施設（特別養護老人ホーム・身体障害者養護施設等）に入所した場合において、入所に要する費用について多少なりとも費用徴収が行われ、かつ、組合員の負担により支払われているということであれば被扶養者の認定は継続できます。

(2) 所得額の合算の考え方

被扶養者に配偶者（組合員を除く。）がいる場合は、夫婦相互扶助の観点から、両者の所得合算額が認定基準年額合算額以下であることを基準の一つとして考えますが、最終的には一人ひとりの状況を総合的に見て判断することになります。

たとえば、父・母を被扶養者として認定する場合は次のような取り扱いとなります。

(例1)

	所得額	認定基準年額	認定の可否
父 62歳 年金 他の所得	170万円 30万円	180万円	× 父は、認定基準年額以上なので認定できません。
母 58歳 年金 他の所得	なし 30万円		
父母の所得合算額	230万円	310万円	○ 母は、認定基準年額未満であり父母の所得合算額が認定基準年額合算額未満なので認定できます。

(例2)

	所得額	認定基準年額	認定の可否
父 66歳 年金 他の所得	210万円 0万円	180万円	× 父は、認定基準年額以上なので認定できません。
母 65歳 年金 他の所得	170万円 0万円		
父母の所得合算額	380万円	360万円	× 母は、認定基準年額未満であるが、父母の所得合算額が認定基準年額合算額以上なので認定できません。

なお、例1についても認定する場合は、主として組合員の収入により生計を維持している者であると判断できることが必要となります。

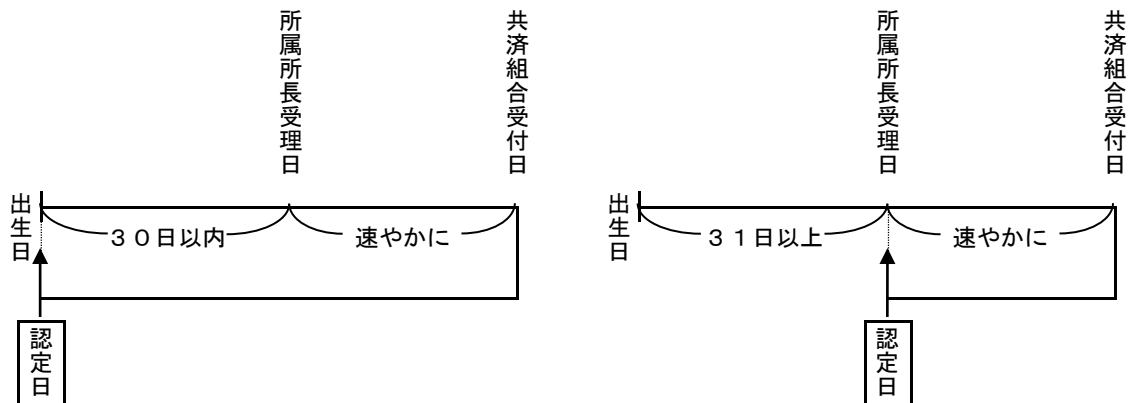
5 被扶養者に係る届出

(1) 組合員について次の事項に該当する事実が生じた場合は、組合員は所属所長を経て「被扶養者申告書」を共済組合に提出しなければなりません。

- ア 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合
- イ 新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合
- ウ 被扶養者がその要件を欠くに至った場合

(2) 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたときは、被扶養者の要件を備えた日から30日以内に認定申告の手続きを済ませてください。その際に所属所長は必ず受付印を押印してください。所属所長受理日は、認定日を決定する際の重要な基準となります。所属所長の受理日が要件を備えた日から30日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30日を経過した場合は所属所長の受理日が認定日となります。所属所長は申告を受け付けた場合速やかに共済組合へ提出してください。

(例)



被扶養者に係る届出の注意事項

- ・他の共済組合から転入してきた組合員に引き続き被扶養者として認定を受けようとする者がいるときは、自動的に認定されませんので、転入日より30日以内に所属所長へ認定の申告を行ってください。
- ・扶養手当を受けている者の認定の場合、被扶養者の要件を備えた日とは、扶養手当の支給開始日ではなくあくまでも事実発生日（出生日・婚姻日・退職の翌日・同居日等）です。
- ・雇用保険の失業等給付受給終了後に引き続き職に就くことができない場合、被扶養者の要件を備えた日とは、処理月日の翌日ではなく認定（支給）期間終了日の翌日です。
- ・認定を受けようとする者が年金を請求中の場合、共済（厚生）年金の額が認定基準年額未満であることが明確でない限り被扶養者として認定できません。

6 被扶養者の認定・取消等に関する事務手続き

扶養替えや他の医療保険の任意継続組合員を脱退した場合、下記の書類で退職日を確認できない場合は「資格喪失証明書」を提出してください。前の保険証の資格喪失日を確認し、重複しないように扶養認定するためです。

(1) 新規認定を受けるとき

＜認定時の提出書類＞

「被扶養者申告書」に次に掲げる書類を添付してください。

①の申立書については、扶養の実態を詳しく記入してください。場合によっては他の書類を求めることがあります。

なお、配偶者を被扶養者として認定するときは、国民年金第3号被保険者の届出が必要となります。

扶養手当受給の有無	提出書類		申立書	所得証明書・所得証明書類	戸籍謄本	個人番号申告書	国民年金第3号被保険者関係届	同一世帯全員の住民票 (同居要件者のみ)	書類	日本での居住実態を確認する 在学証明書	最新の年金改定通知書または 年金証書	認定対象者の配偶者に係る 所得証明書及び年金に 関する証明書	他に扶養義務者がいる場合は その者が扶養できない旨の申立書 ※認定対象者が子の場合は不要	前年度収入に関する証明書	夫婦共働きの場合は、双方の 送金予定表(別居の場合)
	認定対象者		※1					※2	※3		※4	※5		※7	※8
有	(1) 子		写	※6写	○				写	写	写				
	(2) 父母・祖父母		写	写	○				写		写	写	写		写
	(3) 孫・弟妹		写	写	○				写		写		写		写
	(4) 重度心身障害者(同居要件者のみ)		○	○	○		○		写		写				
無	(5) 配偶者		○	○	○	○	○		写		写				
	(6) 子・孫 兄・姉 弟・妹	大学・大学院・専修学校・各 種学校・高校・予備校の学生 ・生徒で収入のない者	○	○	○	○			写	○				○	○
		聴講生・研究生・留学生及び イ 定時制・通信制・夜間課程の 学生・生徒で収入のない者	○	○	○	○			写					○	○
		ウ ア、イ以外の収入のない者	○	○	○	○			写					○	○
		エ 収入のある者	○	○	○	○			写		写			○	○
	(7) 父母・ 祖父母	ア 収入のない者	○	○	○	○			写			写	写	○	○
		イ 収入のある者	○	○	○	○			写		写	写	写	○	○
	(8) (6)(7)以外の同一世帯にある 三親等以内の親族で収入のない者	○	○	○	○			○	写	○		写	○	○	
	(9) (8)で収入のある者	○	○	○	○			○	写	○	写	写	○	○	
様式(ホームページ)		有	-	-	有		-	-	-	-	-	-	-	-	有

※ 「写」はコピーなどの写しで差し支えないものです。

※ 配偶者の離職や夫婦の収入逆転等に伴い、子の扶養替えを理由とした認定を受ける場合は、追加の提出書類がありますので、下記「※8」を参照してください。

※1 市区町村が発行する「所得証明書」以外に、次の(7)～(9)に該当する者の認定には、次の書類が必要となります。

(7) 給与所得(パート・アルバイト等含む。)がある者……勤務先からの「給与支払見込証明書」

(注) 収入が給与収入のみの被扶養者が3(1)力の取扱いにより、労働契約内容に基づいて扶養認定する場合は、「雇用条件通知書」等の労働契約内容を確認できる書類の写しを併せて提出してください。

※「雇用条件通知書」等で年間収入の見込を算定することができる場合は「給与支払見込証明書」の提出は不要です。

- (イ) 事業・不動産及び農業所得がある者……………「確定申告書（控）（税務署の受理印があるもの）」の写し及び「収支内訳書」の写し
- (ウ) 事業を廃業した者……………「個人事業の廃業等の届出書（税務署の受理印があるもの）」の写し
- (エ) 公務員を退職した者……………「退職辞令」の写し
- (オ) 公務員以外（臨時講師・民間会社等）で退職した者

a【雇用保険に加入していた者】

- (a) 待機期間中（給付制限期間を含む。）……………「離職票 1 及び 2」の写し
又は「雇用保険受給資格者証」の写し
 - (b) 失業等給付受給期間中（日額 3,612 円未満）……………「雇用保険受給資格者証」の写し
 - (c) 失業等給付受給期間終了後……………「雇用保険受給資格者証」の写し
 - (d) 離職票の交付を希望しないとき……………「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し
- (注) 離職票等に個人番号が記載されている場合は、個人番号を確認できない状態にしてから写しを取ってください。

- b【雇用保険に未加入の者】……………「退職証明書」
(雇用保険未加入であった旨の証明があるもの。)

※2 同居要件者とは、血族 2 親等以外の者をいいます。(例：伯(叔)父母・甥・姪・配偶者の父母等)

※3 日本国内に住所を有する場合は提出不要ですが、住所を有しない場合は次の書類が必要となります。

- (ア) 外国において留学をする学生……………査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
- (イ) 外国に赴任する組合員に同行する者……………査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
- (ウ) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の
目的で一時的に海外に渡航する者……………査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
- (エ) 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分
関係が生じた者であって、(イ)に掲げる者と同等と認め
られる者……………出生や婚姻等を証明する書類等の写し
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる者のほか、渡航目的その他の
事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認めら
れる者……………個別に判断することとなります。

※4 年金に関する証明書

- (ア) 年金の裁定等により、受給額が決定した場合……………「決定（裁定）通知書」の写し
- (イ) 年金額の改定があった場合……………最新の「改定通知書」の写し

※5 認定対象者の配偶者が既に被扶養者として認定されている場合は不要です。

※6 戸籍抄本の写しも可。

※7 年間収入が多い方の被扶養者とするため、両者の所得証明書を提出ください。
夫婦がともに公立学校共済組合の組合員である場合に限り、前年の「給与所得の源泉徴収票」でも可とします。

※8 扶養替えを理由とした子の扶養認定を受ける場合

上記提出書類のほか、次の①～③が必要です。

①夫婦双方の所得証明書（夫婦ともに組合員である場合のみ前年の「給与所得の源泉徴収票」でも可）。

+

②扶養替えの理由が分かる書類（次のうちいずれか1つ）

- ・配偶者の離職または任用替え等の事実が確認できる書類（辞令や雇用条件通知書の写し等）
- ・夫婦の収入を比較した書類（給与明細の写し、給与支払見込証明書等）

※収入差が1割を超えることが分かるもの。

+

③資格喪失証明書（原本が必要。扶養替前の健康保険等で既に扶養取消されている場合はご提出ください。配偶者も組合員の場合は提出不要です。）

※上記②・③の書類が提出できない等のやむをえない事情がある場合は、配偶者が扶養できない旨の申立書をご提出ください。

(2) 認定を取り消すとき

被扶養者の要件を欠いた場合、遅滞なく取消の手续をしてください。被扶養者の要件を欠いた日以後に給付を受けた（診療を受ける等）ときは、給付相当額（医療費等）を返還しなければなりませんので、取消は速やかに申告してください。

なお、被扶養配偶者の認定を取消しするときは、国民年金第3号被保険者の届出が必要な場合があります。

<取消時の提出書類>

「被扶養者申告書」に次に掲げる書類を添付してください。給与条例上の扶養親族の取消を伴う場合はコピーなどの写しで差し支えありません。

「組合員被扶養者証」を保有している場合は返却不要ですが、有効期限内の「資格確認書」を保有している場合はご返却ください。

ア 就職に伴う健康保険等の資格取得による取消……資格取得日が確認できる書類の写し

（例）資格情報のお知らせ、資格確認書、採用辞令、
雇用条件通知書、

マイナポータルから出力した「医療保険の資格情報」

※国民健康保険に加入の場合は「イ」により処理すること。

イ 就職等に伴う認定基準額超過による取消……「給与支払見込証明書」又は給料額が分かるもの

（雇用条件通知書や辞令の写し等）

ウ その他の認定基準額超過による取消

(7) 雇用保険の失業等給付 ……「雇用保険受給資格者証」の写し

(イ) 事業、不動産及び農業所得 ……「確定申告書(控)（税務署の受理印があるもの。）」の写し
及び「収支内訳書」の写し

(ウ) 年金、恩給及び扶助料所得 ……「年金改定通知書」の写し（新・旧）、
新規受給者は「年金証書」の写し

(エ) その他所得 ……所得の増額が分かるもの

エ 結婚による取消……「戸籍抄本」

オ 扶養替による取消……………夫婦双方の「所得証明書」等の写し（2名とも組合員の場合は、「給与所得の源泉徴収票」の写しでも可）、及び扶養できない旨の申立書又は組合員以外の者が主たる扶養者になったこと分かるもの（辞令の写し、収入比較した書類等）

カ 死亡による取消……………「家族埋葬料請求書」で確認するので添付書類不要

キ 別居による取消……………「住民票」

ク 離婚による取消……………「戸籍謄本」

ケ その他の事由による取消……………取り消し事由及び発生日のわかるもの

※ 被扶養者が75歳になったときは、後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、扶養から外れることとなります。取り消しの「被扶養者申告書」は不要です。「高齢受給者証」を保有している場合は返却してください。

(3) 認定要件の確認をするとき

被扶養者に認定している者については、毎年被扶養者としての資格の確認を行うことになっています。必要書類については例年6月に通知しておりますので、そちらを御参照ください。

(4) アフィリエイトやユーチューバー等の収入があるとき

アフィリエイト、ユーチューバー、LINE スタンプ販売などは閲覧数や販売数、必要経費として何がいくらかかったかによって収入が左右されるものと考えられ、基本的には事業所得者と同様、確定申告書類の内容をもって判断することになります。よって、これらの収入がある者を被扶養者とする場合、確定申告書類の写しを提出してください。

また、すでに扶養認定されている者がこれらの収入によって認定基準年額を超えた場合は、確定申告を行った日を取消日とします。